

【報告 1】

マイタウン・バス南部線河辺 A コースにおける路線の変更について

1 概要

国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所が実施している国道 13 号河辺拡幅事業による道路切替に伴い、路線を変更するものである。

なお、本案件については、「秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項一覧」に該当し、協議が調ったものとして取扱う旨、同分科会の日野会長から了承を得ています。

2 変更内容

(1) 路線（報告資料 1-1、1-2）

河辺 A コースにおいて、道路切替に伴い、国道 13 号と市道河辺石川線との交差点がなくなり、通行不可となるため、同交差点を經由する路線を廃止し、側道を経由する路線を新設する。併せて、フリー乗降区間を変更する。

(2) 運行系統（報告資料 1-3）

路線の変更に伴い、運行系統を変更する。

(3) 運行時刻

変更なし

(4) 運賃

変更なし

(5) 適用する期間

令和 5 年 11 月下旬頃（予定）

※工事の進捗状況により変更となる場合がある。

3 参考

(1) 見なし事項の該当区分（報告資料 1-4）

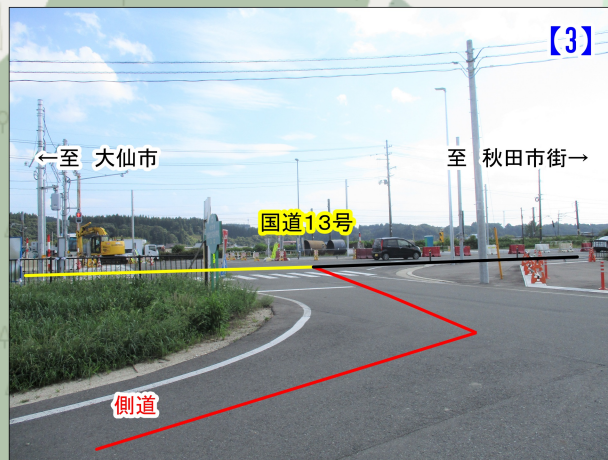
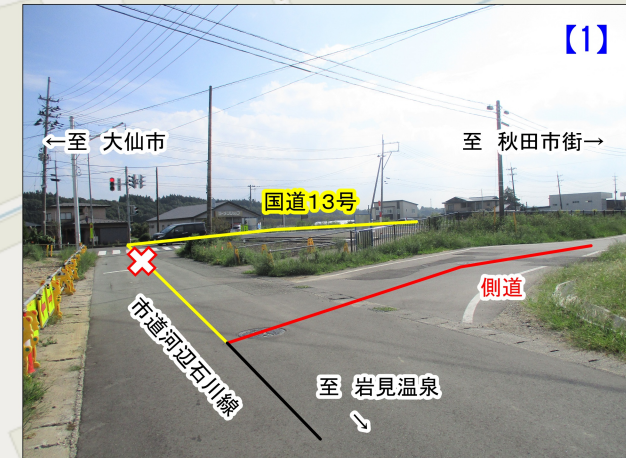
区分 1 「路線」…道路の付替工事等に伴う道路線形の変更による場合

区分 2 「系統」…区分 1 の路線の変更に伴う場合

区分 4 「バス停・変更」…区分 1 の路線の変更に伴い位置を変更する場合

※フリー乗降区間は、バス停と同様の扱い

秋田市マイタウン・バス南部線 路線図(河辺Aコース)



| | |
|-------|--------------------|
| 起点 | ①秋田市河辺諸井字大部50-4先 |
| 終点 | ③秋田市河辺和田字下石川177-3先 |
| キロ程 | 0.5km |
| 道路管理者 | 秋田市(予定) |

| | |
|-------|---------------------|
| 起点 | ①秋田市河辺諸井字大部50-4先 |
| 経由 | ②秋田市河辺諸井字大部21-2先 |
| 終点 | ③秋田市河辺和田字下石川177-3先 |
| キロ程 | 0.5km |
| 道路管理者 | 秋田市(①~②)、国土交通省(②~③) |

凡例

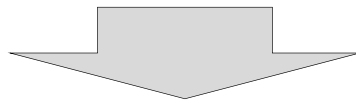
- 河辺Aコース
- フリー乗降区間
※道路交通法の駐停車禁止場所を除くほか、運転士が安全停止可能と判断した場合に限る
- バス停留所
- 新設路線
- 廃止路線



秋田市マイタウン・バス南部線 運行系統一覧

(変更前)

| No. | 系統名 | 起点 | 経由地 | 終点 | 距離(km) | | 備考 |
|-----|-------|------|--------------|---------------|--------|------|----|
| | | | | | 往路 | 復路 | |
| 1 | 河辺A-1 | 岩見温泉 | イオンモール秋田、和田駅 | 中央 シルバーエリア | 18.7 | 18.7 | |
| 2 | 河辺A-2 | 岩見温泉 | イオンモール秋田、和田駅 | 日赤病院 | 22.6 | 22.6 | |
| 3 | 河辺A-3 | 岩見温泉 | 和田駅 | イオンモール 秋田 | 17.8 | 17.8 | |



(変更後)

| No. | 系統名 | 起点 | 経由地 | 終点 | 距離(km) | | 備考 |
|-----|-------|------|--------------|---------------|--------|------|----------|
| | | | | | 往路 | 復路 | |
| 1 | 河辺A-1 | 岩見温泉 | イオンモール秋田、和田駅 | 中央 シルバーエリア | 18.7 | 18.7 | 経路 変更 |
| 2 | 河辺A-2 | 岩見温泉 | イオンモール秋田、和田駅 | 日赤病院 | 22.6 | 22.6 | 経路 変更 |
| 3 | 河辺A-3 | 岩見温泉 | 和田駅 | イオンモール 秋田 | 17.8 | 17.8 | 経路 変更 |

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において
協議が整っているとする見なし事項一覧

該当区分・要件

| 区分 | | 要件 | |
|----|-------|-----------|--|
| 1 | 路線 | 軽微な 変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 停車するバス停に変更がなく、かつ、運行時刻の変更を必要としない場合。 ・ バス停の廃止に伴う場合。 ・ 道路の付替工事等に伴う道路線形の変更による場合。 |
| 2 | 系統 | 軽微な 変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分1の路線の変更に伴う場合。 ・ 系統が廃止となる場合であっても、他の系統により廃止系統の経路等が確保される場合。 |
| 3 | 便数 | 増 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員を超える乗車が見込まれる場合。 ・ 地域の要望があり、かつ、乗車が見込まれる場合。 |
| | | 減 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の便に比して、乗車状況が極めて悪い場合。 |
| 4 | バス停 | 新設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の要望がある場合。 |
| | | 変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の要望に伴い位置を変更する場合。 ・ 運行効率あるいは安全性の向上を目的として位置を変更する場合。 ・ 区分1の路線の変更に伴い位置を変更する場合。 ・ 名称を変更する場合。 |
| | | 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降者が見込まれない場合。 |
| 5 | 運行時刻 | 変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り継ぎ交通機関との調整を図る必要がある場合（マイタウン・バス相互調整も含む）。 ・ 区分1の路線の変更および区分2の系統の変更に伴う場合。 |
| 6 | 定期券 | 新設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合。 |
| 7 | 回数券 | 新設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合。 |
| 8 | 臨時乗車券 | 新設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間が3ヶ月以内であり、かつ、割引率が過大とならない場合。 |
| 9 | 臨時運行 | 新設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行期間が3ヶ月以内であり、かつ、既設の便に影響がない場合。 |

(補足) ・ 本見なし事項に該当しない事項は、全て秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会の協議事項となる。

・ 本見なし事項により対処した場合は、分科会に報告するものとする。

(附則) 本見なし事項は、平成28年7月14日から適用する。